

令和6年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）提出案件一覧表

議員提出議案第2号 厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議員提出議案第3号 厚木市議会会議規則の一部を改正する規則について

議員提出議案第4号 市長の専決事項の指定についての一部改正について

議員提出議案第2号

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例について

厚木市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月24日提出

提出者	厚木市議会議員	川	口	仁
賛成者	同	奈	良	直史
	同	岩	崎	一弥
	同	望	月	真実
	同	白	川	美作江
	同	名	切	文梨
	同	瀧	口	慎太郎
	同	松	田	則康
	同	井	上	武
	同	栗	山	香代子

提案理由

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会の場所に参集することが困難な状況においても議会機能を維持できるよう、オンラインによる方法で委員会を開くことができる特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例

厚木市議会委員会条例（昭和42年厚木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15条ただし書中「第17条（委員長及び委員の除斥）」を「第17条」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条第1項中「委員長は」を「委員長は、」に改める。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第25条から前条まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

厚木市議会委員会条例(昭和42年厚木市条例第5号)新旧対照表

新	旧
<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p><u>第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、<u>委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない</u></p>	<p>(定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 略</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、<u>委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければなら</u></p>

い。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 略

2 略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第25条から前条までの規定を準用する。

らない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 略

2 略

3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

議員提出議案第3号

厚木市議会会議規則の一部を改正する規則について

厚木市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月24日提出

提出者	厚木市議会議員	川口仁
賛成者	同	奈良直史
	同	岩崎一弥
	同	望月真実
	同	白川美作江
	同	名切文梨
	同	瀧口慎太郎
	同	松田則康
	同	井上武
	同	栗山香代子

提案理由

オンラインによる方法で委員会が開かれた場合における、委員でない議員及び請願の紹介議員の発言に関する規定を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

厚木市議会会議規則の一部を改正する規則

厚木市議会会議規則（昭和42年厚木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「再審査のための付託」を「再付託」に、

「第84条（会議の開閉）」

を

「

第84条（会議の開閉）

第84条の2（出席委員に関する措置）

」

に、「朗読」を「配布」に、「ならびに」を「並びに」に、「決定書の交付」を「決定の通知」に、「資料等印刷物」を「資料等」に、

「第151条（懲罰動議の審査）」

を

「

第151条（懲罰動議の審査）

第151条の2（代理弁明）

」

に改める。

第3条第3項中「はかり」を「諮り」に改め、同条第4項中「および」を「及び」に改める。

第8条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第10条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第11条第2項及び第3項中「または」を「又は」に改める。

第12条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第1章第2節の節名中「および」を「及び」に改める。

第13条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「または」を「又は」に改める。

第17条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第18条の見出し中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項中「および」を「及び」に、「承認」を「許可」に改め、同条第

3 項中「承認」を「許可」に改める。

第19条の見出し及び同条中「および」を「及び」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第20条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「、または」を「又は」に、「はかり」を「諮り」に、「または」を「又は」に改める。

第21条第2項中「議長は」を「議長は、」に改める。

第22条中「、または」を「又は」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に、「さらに」を「更に」に改める。

第23条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「、または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第24条及び第25条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条中「行なう」を「行う」に、「第24条（選挙の宣告）」を「第24条」に改める。

第27条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第29条中「終わった」を「終わった」に改める。

第30条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第31条第1項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第34条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第36条第1項中「第130条（請願の委員会付託）」を「第130条」に改める。

第37条中「または」を「又は」に、「まって」を「待って」に改める。

第38条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「または調査した」を「又は調査をした」に、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第4項中「および」を「及び」に改める。

第39条中「および」を「及び」に、「終わったとき、または」を「終わったとき又は」に、「議長は」を「議長は、」に改める。

第40条前段中「および」を「及び」に改め、同条後段中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第41条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「終わった」を「終わった」に、「終結の後」を「終結の後、」に改める。

第42条の見出し中「および」を「及び」に改める。

第43条の見出し及び同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「審査を終らなかったとき」を「審査又は調査を終らなかったとき」に、「第37条（付託事件を議題とする時期）」を「第37条」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第45条の見出しを「（再付託）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「さ

らに」を「更に」に改める。

第46条中「または」を「又は」に改める。

第47条中「および」を「及び」に改める。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第50条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第5項中「、または」を「又は」に、「当っても」を「当たっても」に、「、もしくは」を「若しくは」に、「失なう」を「失う」に改める。

第51条中「終わった」を「終わった」に改める。

第53条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終るまでは」を「終わるまでは、」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に、「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合は、」に改め、同条第3項中「当っては」を「当たっては」に改める。

第55条中「同一議員につき」を「同一議員につき、」に、「こえる」を「超える」に改める。

第56条第2項中「議長は」を「議長は、」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第57条第1項中「または」を「又は」に改める。

第58条中「または」を「又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「さらに」を「更に」に改める。

第59条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終わったとき」を「終わったとき」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第60条の見出し及び同条中「および」を「及び」に改める。

第61条第2項中「議長は」を「議長は、」に、「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第62条中「第55条（質疑の回数）および第59条（質疑または討論の終結）」を「第55条及び第59条」に改める。

第64条中「および」を「及び」に、「対し」を「対し、」に、「その写」を「その写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第65条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「、または」を「又は」に、「または」を「又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第69条第1項中「、または」を「又は」に、「または」を「又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第70条中「行なう」を「行う」に改める。

第71条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第72条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布および投票箱の点検）、第28条（投票）、

第29条（投票の終了）、第30条（開票および投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項および第32条（選挙関係書類の保存）」を「第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条」に改める。

第74条ただし書中「対して」を「対して、」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第75条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかって」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第75条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第76条第1項第1号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第2号及び第3号中「および」を「及び」に改め、同項第8号中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同項第9号及び第11号中「および」を「及び」に改め、同項第15号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「によって速記する」を「その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改める。

第78条中「ならびに」を「並びに」に、「および第63条（発言の取消しまたは訂正）」を「及び第63条」に改める。

第84条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、第2章第1節中同条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第84条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第86条ただし書中「はかって」を「諮って」に改める。

第88条中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第89条ただし書中「はかって」を「諮って」に改める。

第90条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第92条の見出し及び同条から第94条までの規定中「または」を「又は」に改める。

第95条第1項中「および」を「及び」に改める。

第96条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第97条中「または」を「又は」に改める。

第100条の見出し中「および」を「及び」に改める。

第101条中「または」を「又は」に、「終わった」を「終わった」に、「作り」を「作り、」に改める。

第102条中「および」を「及び」に改める。

第104条中「すべて」を「全て」に改める。

第105条中「および」を「及び」に改める。

第106条第1項中「すべて」を「全て」に、「または」を「又は」に、「こえては」を「超えては」に改める。

第107条第1項中「または」を「又は」に、「議員に対し」を「議員（以下この条において「委員外議員という。」）に対し、」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第108条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終るまでは」を「終わるまでは、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第109条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第110条中「または」を「又は」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に、「さらに」を「更に」に改める。

第111条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第112条の見出し及び同条中「および」を「及び」に改める。

第113条の見出し及び同条中「または」を「又は」に改める。

第114条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「関係機関が」を「関係機関が、」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第2章第5節の節名中「および」を「及び」に改める。

第115条第1項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項ただし書中「ときは」を「ときは、」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同条第5項中「互選につき」を「互選につき、」に改め、同条第6項中「被指名人をもって」を「被指名人をもって、」に、「定めるかどうか」を「定めるべきかどうか」に、「はかり、」を「諮り」に、「同意があつた者をもって」を「同意があつた者をもって、」に改める。

第116条中「および」を「及び」に改める。

第117条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第118条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第120条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「、または」を「又は」に、「委員長は」を「委員長は、」に、「または」を「又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第121条第1項中「、または」を「又は」に、「または」を「又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第122条中「行なう」を「行う」に改める。

第123条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第124条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「第27条（投票用紙の配布および投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票および投票の効力）および第31条（選挙結果の報告）第1条」を「第27条から第30条まで及び第31条第1項」に改める。

第126条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第127条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第128条第2項中「または」を「又は」に改める。

第130条第1項中「請願を」を「請願を、」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第130条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第130条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第131条中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第132条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第133条第1項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「認めるもの、ならびに」を「認めるもの並びに」に、「および」を「及び」に

改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第134条の見出し中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第135条中「または」を「又は」に、「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第136条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第138条中「または」を「又は」に改める。

第139条中「第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第36条第3項」に改める。

第140条を次のように改める。

（決定書の通知）

第140条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第142条中「または」を「又は」に、「つえ、かさ」を「傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは、」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、」に改める。

第146条中「または」を「又は」に改める。

第147条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「または」を「又は」に、「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第149条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第150条第2項ただし書中「第48条（秘密の保持）第2項または第103条（秘密の保持）第2項」を「第48条第2項又は第103条第2項」に改める。

第151条中「第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第36条第3項」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（代理弁明）

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第152条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第153条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に、「さらに」を「更に」に改める。

第154条中「または」を「又は」に改める。

第157条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

厚木市議会会議規則(昭和42年厚木市議会規則第1号)新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則	第1節 総則
第1条(参集)	第1条(参集)
第2条(欠席の届出)	第2条(欠席の届出)
第3条(議席)	第3条(議席)
第4条から第6条まで削除	第4条から第6条まで削除
第7条(議会の開閉)	第7条(議会の開閉)
第8条(会議時間)	第8条(会議時間)
第9条(休会)	第9条(休会)
第10条(会議の開閉)	第10条(会議の開閉)
第11条(定足数に関する措置)	第11条(定足数に関する措置)
第12条(出席催告)	第12条(出席催告)
第2節 議案及び動議	第2節 議案および動議
第13条(議案の提出)	第13条(議案の提出)
第14条(一事不再議)	第14条(一事不再議)
第15条(動議成立に必要な賛成者の数)	第15条(動議成立に必要な賛成者の数)
第16条(修正の動議)	第16条(修正の動議)
第17条(先決動議の表決の順序)	第17条(先決動議の表決の順序)
第18条(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	第18条(事件の撤回または訂正および動議の撤回)
第3節 議事日程	第3節 議事日程
第19条(日程の作成及び配布)	第19条(日程の作成および配布)
第20条(日程の順序変更及び追加)	第20条(日程の順序変更および追加)
第21条(議事日程のない会議の通知)	第21条(議事日程のない会議の通知)
第22条(延会の場合の議事日程)	第22条(延会の場合の議事日程)
第23条(日程の終了及び延会)	第23条(日程の終了および延会)
第4節 選挙	第4節 選挙
第24条(選挙の宣告)	第24条(選挙の宣告)
第25条(不在議員)	第25条(不在議員)
第26条(議場の出入口閉鎖)	第26条(議場の出入口閉鎖)
第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)	第27条(投票用紙の配布および投票箱の点検)
第28条(投票)	第28条(投票)
第29条(投票の終了)	第29条(投票の終了)
第30条(開票及び投票の効力)	第30条(開票および投票の効力)
第31条(選挙結果の報告)	第31条(選挙結果の報告)
第32条(選挙関係書類の保存)	第32条(選挙関係書類の保存)
第5節 議事	第5節 議事
第33条(議題の宣告)	第33条(議題の宣告)

第34条(一括議題)
第35条(議案等の朗読)
第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第37条(付託事件を議題とする時期)
第38条(委員長の報告及び少数意見者の報告)
第39条(修正案の説明)
第40条(委員長報告等に対する質疑)
第41条(討論及び表決)
第42条(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条(委員会の審査又は調査期限)
第44条(委員会の中間報告)
第45条(再付託)
第46条(議事の継続)
第6節 秘密会
第47条(指定者以外の者の退場)
第48条(秘密の保持)
第7節 発言
第49条(発言の許可等)
第50条(一般質問の発言の通告及び順序)
第51条(関連質問)
第52条(討論の方法)
第53条(議長の発言討論)
第54条(発言内容の制限)
第55条(質疑の回数)
第56条(発言時間の制限)
第57条(議事進行に関する発言)
第58条(発言の継続)
第59条(質疑又は討論の終結)
第60条(選挙及び表決時の発言制限)
第61条(緊急質問等)
第62条(準用規定)
第63条(発言の取消し又は訂正)
第64条(答弁書の配布)
第8節 表決
第65条(表決問題の宣告)
第66条(不在議員)
第67条(条件の禁止)
第68条(起立等による表決)
第69条(投票による表決)
第70条(記名投票)

第34条(一括議題)
第35条(議案等の朗読)
第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第37条(付託事件を議題とする時期)
第38条(委員長の報告および少数意見者の報告)
第39条(修正案の説明)
第40条(委員長報告等に対する質疑)
第41条(討論および表決)
第42条(議決事件の字句および数字等の整理)

第43条(委員会の審査または調査期限)
第44条(委員会の中間報告)
第45条(再審査のための付託)
第46条(議事の継続)
第6節 秘密会
第47条(指定者以外の者の退場)
第48条(秘密の保持)
第7節 発言
第49条(発言の許可等)
第50条(一般質問の発言の通告および順序)
第51条(関連質問)
第52条(討論の方法)
第53条(議長の発言討論)
第54条(発言内容の制限)
第55条(質疑の回数)
第56条(発言時間の制限)
第57条(議事進行に関する発言)
第58条(発言の継続)
第59条(質疑または討論の終結)
第60条(選挙および表決時の発言制限)
第61条(緊急質問等)
第62条(準用規定)
第63条(発言の取消し又は訂正)
第64条(答弁書の配布)
第8節 表決
第65条(表決問題の宣告)
第66条(不在議員)
第67条(条件の禁止)
第68条(起立等による表決)
第69条(投票による表決)
第70条(記名投票)

第71条(無記名投票)
第72条(選挙規定の準用)
第73条(表決の訂正)
第74条(簡易表決)
第75条(表決の順序)
第9節 公聴会及び参考人
第75条の2(公聴会開催の手続)
第75条の3(意見を述べようとする者の申出)
第75条の4(公述人の決定)
第75条の5(公述人の発言)
第75条の6(議員と公述人の質疑)
第75条の7(代理人又は文書による意見の陳述)
第75条の8(参考人)
第10節 会議録
第76条(会議録の記載事項)
第77条(会議録の配布)
第78条(会議録に掲載しない事項)
第79条(会議録署名議員)
第80条(会議録の保存年限)
第2章 委員会
第1節 総則
第81条(議長への通知)
第82条(欠席の届出)
第83条(会議中の委員会の禁止)
第84条(会議の開閉)
第84条の2出席委員に関する措置
第2節 審査
第85条(議題の宣告)
第86条(一括議題)
第87条(議案等の朗読)
第88条(審査順序)
第89条(先決動議の表決順序)
第90条(動議の撤回)
第91条(委員の議案修正)
第92条(分科会又は小委員会)
第93条(連合審査会)
第94条(証人出頭又は記録提出の要求)
第95条(所管事務の調査)
第96条(委員の派遣)
第97条(議事の継続)
第98条(継続審査)

第71条(無記名投票)
第72条(選挙規定の準用)
第73条(表決の訂正)
第74条(簡易表決)
第75条(表決の順序)
第9節 公聴会及び参考人
第75条の2(公聴会開催の手続)
第75条の3(意見を述べようとする者の申出)
第75条の4(公述人の決定)
第75条の5(公述人の発言)
第75条の6(議員と公述人の質疑)
第75条の7(代理人又は文書による意見の陳述)
第75条の8(参考人)
第10節 会議録
第76条(会議録の記載事項)
第77条(会議録の配布)
第78条(会議録に掲載しない事項)
第79条(会議録署名議員)
第80条(会議録の保存年限)
第2章 委員会
第1節 総則
第81条(議長への通知)
第82条(欠席の届出)
第83条(会議中の委員会の禁止)
第84条(会議の開閉)
第2節 審査
第85条(議題の宣告)
第86条(一括議題)
第87条(議案等の朗読)
第88条(審査順序)
第89条(先決動議の表決順序)
第90条(動議の撤回)
第91条(委員の議案修正)
第92条(分科会または小委員会)
第93条(連合審査会)
第94条(証人出頭または記録提出の要求)
第95条(所管事務の調査)
第96条(委員の派遣)
第97条(議事の継続)
第98条(継続審査)

第99条(少数意見の留保)
第100条(議決事件の字句及び数字等の整理)
第101条(委員会報告書)
第3節 秘密会
第102条(指定者以外の者の退場)
第103条(秘密の保持)
第4節 発言
第104条(発言の許可)
第105条(委員の発言)
第106条(発言内容の制限)
第107条(委員外議員の発言)
第108条(委員長の発言)
第109条(発言時間の制限)
第110条(発言の継続)
第111条(質疑又は討論の終結)
第112条(選挙及び表決時の発言制限)
第113条(発言の取消し又は訂正)
第114条(答弁書の配布)
第5節 委員長及び副委員長の互選
第115条(互選の方法)
第116条(選挙規定の準用)
第6節 表決
第117条(表決問題の宣告)
第118条(不在委員)
第119条(条件の禁止)
第120条(起立による表決)
第121条(投票による表決)
第122条(記名投票)
第123条(無記名投票)
第124条(選挙規定の準用)
第125条(表決の訂正)
第126条(簡易表決)
第127条(表決の順序)
第3章 請願
第128条(請願書の記載事項等)
第129条(請願文書表の作成及び配布)
第130条(請願の委員会付託)
第131条(請願の取下げ)
第132条(紹介議員の委員会出席)
第133条(請願の審査報告)
第134条(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第99条(少数意見の留保)
第100条(議決事件の字句および数字等の整理)
第101条(委員会報告書)
第3節 秘密会
第102条(指定者以外の者の退場)
第103条(秘密の保持)
第4節 発言
第104条(発言の許可)
第105条(委員の発言)
第106条(発言内容の制限)
第107条(委員外議員の発言)
第108条(委員長の発言)
第109条(発言時間の制限)
第110条(発言の継続)
第111条(質疑または討論の終結)
第112条(選挙および表決時の発言制限)
第113条(発言の取消しまたは訂正)
第114条(答弁書の朗読)
第5節 委員長および副委員長の互選
第115条(互選の方法)
第116条(選挙規定の準用)
第6節 表決
第117条(表決問題の宣告)
第118条(不在委員)
第119条(条件の禁止)
第120条(起立による表決)
第121条(投票による表決)
第122条(記名投票)
第123条(無記名投票)
第124条(選挙規定の準用)
第125条(表決の訂正)
第126条(簡易表決)
第127条(表決の順序)
第3章 請願
第128条(請願書の記載事項等)
第129条(請願文書表の作成及び配布)
第130条(請願の委員会付託)
第131条(請願の取下げ)
第132条(紹介議員の委員会出席)
第133条(請願の審査報告)
第134条(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求)

第135条(陳情書の処理)
第4章 辞職及び資格の決定
第136条(議長及び副議長の辞職)
第137条(議員の辞職)
第138条(資格決定の要求)
第139条(資格決定の審査)
第140条(決定の通知)
第5章 規律
第141条(品位の尊重)
第142条(携帯品)
第143条(議事妨害の禁止)
第144条(離席)
第145条(禁煙)
第146条(新聞紙等の閲読禁止)
第147条(資料等の配布許可)
第148条(許可のない登壇の禁止)
第149条(議長の秩序保持権)
第6章 懲罰
第150条(懲罰動議の提出)
第151条(懲罰動議の審査)
第151条の2(代理弁明)
第152条(戒告又は陳謝の方法)
第153条(出席停止の期間)
第154条(出席停止期間中出席したときの措置)
第155条(懲罰の宣告)
第7章 議員の派遣
第156条(議員の派遣)
第8章 補則
第157条(会議規則の疑義に対する措置)
附則
第1章 会議
(議席)
第3条 略
2 略
3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮り、議席を変更することができる。
4 議席には、番号及び氏名標を付ける。
(会議時間)
第8条 略
2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更すること

第135条(陳情書の処理)
第4章 辞職及び資格の決定
第136条(議長及び副議長の辞職)
第137条(議員の辞職)
第138条(資格決定の要求)
第139条(資格決定の審査)
第140条(決定書の交付)
第5章 規律
第141条(品位の尊重)
第142条(携帯品)
第143条(議事妨害の禁止)
第144条(離席)
第145条(禁煙)
第146条(新聞紙等の閲読禁止)
第147条(資料等印刷物の配布許可)
第148条(許可のない登壇の禁止)
第149条(議長の秩序保持権)
第6章 懲罰
第150条(懲罰動議の提出)
第151条(懲罰動議の審査)
第152条(戒告または陳謝の方法)
第153条(出席停止の期間)
第154条(出席停止期間中出席したときの措置)
第155条(懲罰の宣告)
第7章 議員の派遣
第156条(議員の派遣)
第8章 補則
第157条(会議規則の疑義に対する措置)
附則
第1章 会議
(議席)
第3条 略
2 略
3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかり、議席を変更することができる。
4 議席には、番号および氏名標を付ける。
(会議時間)
第8条 略
2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員

ができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 略

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 略

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 略

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前または散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 略

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員または議員の住所に、文書または口頭をもって行なう。

第2節 議案および動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮り議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 略

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙

(事件の撤回または訂正および動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件および動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成および配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更および追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかり議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 略

2 前項の場合、議長はその開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、またはその議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了および延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選

に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 略

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 略

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第130条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布および投票箱の点検)

第27条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票および投票の効力)

第30条 略

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果をただちに議場において報告する。

2 略

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第130条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 略

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第42条 略

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(委員長の報告および少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 略

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告および少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告および少数意見者の報告が終わったとき、または委員会への付託を省略したときは、議長は修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は、委員長および少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者および説明のための出席者に対してもまた同様とする。

(討論および表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

(議決事件の字句および数字等の整理)

第42条 略

(委員会の審査または調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終らなかったときは、その事件は第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第45条 委員会の審査または調査を経て報告された事件について、なお審査または調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。

2 略

(一般質問の発言の通告及び順序)

第50条 略

2～4 略

5 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときはその通告は効力を失う。

(関連質問)

第51条 一般質問を通告した者の発言に関連質問をしようとする者は、通告者の発言が終わった後でなければ発言を求めることができない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 略

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員8

(議事の継続)

第46条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。

2 略

(一般質問の発言の通告および順序)

第50条 略

2～4 略

5 発言の通告をした者が欠席したとき、または発言の順位に当たっても発言しないとき、もしくは議場に現在しないときはその通告は効力を失う。

(関連質問)

第51条 一般質問を通告した者の発言に関連質問をしようとする者は、通告者の発言が終わった後でなければ発言を求めることができない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 略

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員8

人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 略

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(緊急質問等)

第61条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 略

(準用規定)

第62条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第64条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第68条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 略

(発言の継続)

第58条 延会、中止または休憩のため発言が終わらなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第59条 質疑または討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙および表決時の発言制限)

第60条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(緊急質問等)

第61条 略

2 前項の同意については、議長は討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 略

(準用規定)

第62条 質問については、第55条(質疑の回数)および第59条(質疑または討論の終結)の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第64条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第68条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3及び4 略

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員8人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(記名投票)

第70条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第71条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案につい

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。

3及び4 略

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員8人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 略

(記名投票)

第70条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第71条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票または無記名投票を行なう場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票および投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項および第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案につ

て表決を採る。

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4)～(7) 略
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 略
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12)～(14) 略
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第2章 委員会

(会議の開閉)

第84条 開議、散会、中止又は休憩は委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(出席委員に関する措置)

第84条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

いて表決をとる。

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止および休憩の日時
- (3) 出席および欠席議員の氏名
- (4)～(7) 略
- (8) 議員の異動ならびに議席の指定および変更
- (9) 委員会報告書および少数意見報告書
- (10) 略
- (11) 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
- (12)～(14) 略
- (15) その他議長または議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法によって速記する。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事ならびに議長が取消しを命じた発言および第63条(発言の取消しまたは訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第2章 委員会

(会議の開閉)

第84条 開議、散会、中止または休憩は委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前または散会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(一括議題)

第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(審査順序)

第88条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第89条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第90条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(分科会又は小委員会)

第92条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第93条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第94条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第95条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 略

(委員の派遣)

第96条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(一括議題)

第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(審査順序)

第88条 委員会における事件の審査は、提出者の説明および委員の質疑の後、修正案の説明およびこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第89条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第90条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(分科会または小委員会)

第92条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、分科会または小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第93条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭または記録提出の要求)

第94条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第95条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法および期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 略

(委員の派遣)

第96条 委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的および経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第97条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは前の議事を継続する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第100条 略

(委員会報告書)

第101条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(指定者以外の者の退場)

第102条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第104条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第105条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りでない。

(発言内容の制限)

第106条 発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。»)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

(議事の継続)

第97条 会議が中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは前の議事を継続する。

(議決事件の字句および数字等の整理)

第100条 略

(委員会報告書)

第101条 委員会は、事件の審査または調査を終わったときは、報告書を作り委員長から議長に提出しなければならない。

(指定者以外の者の退場)

第102条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人および委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第104条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第105条 委員は、議題について自由に質疑し、および意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りでない。

(発言内容の制限)

第106条 発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲をこえてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第107条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第108条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第109条 略

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第110条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第111条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第112条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配布)

第114条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選
(互選の方法)

第108条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第109条 略

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第110条 会議の中止または休憩のため発言が終わらなかつた委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第111条 質疑または討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙および表決時の発言制限)

第112条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消しまたは訂正)

第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消しまたは委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第114条 市長その他の関係機関が質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長および副委員長の互選
(互選の方法)

第115条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 略

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も投票することができる

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第116条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第117条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第118条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(起立による表決)

第120条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第121条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(記名投票)

第122条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第115条 委員長および副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときはくじで定める。

3 略

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も投票することができる

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第116条 前条に定めるもののほか、委員長および副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第117条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第118条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(起立による表決)

第120条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第121条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 略

(記名投票)

第122条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第123条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで及び第31条第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第127条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

- 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第128条 略

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 略

(請願の委員会付託)

第130条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

第123条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票または無記名投票を行なう場合には、第27条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票および投票の効力)および第31条(選挙結果の報告)第1条の規定を準用する。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第127条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第128条 略

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名または記名押印をしなければならない。

3 略

(請願の委員会付託)

第130条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の取下げ)

第131条 請願者は、請願書を会議の議題となるまでの間に取下げしようとするときは、取下げ願い書により議長の許可を得なければならない。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第132条 略

2 略

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第136条 略

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いな

(請願の取下げ)

第131条 請願者は、請願書を会議の議題となるまでの間に取下げしようとするときは、取下げ願い書により議長の承認を得なければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第132条 略

2 略

(請願の審査報告)

第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの、ならびにその処理の経過および結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求)

第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第135条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第136条 略

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いな

いで会議に諮ってその許否を決定する。

(資格決定の要求)

第138条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第139条 前条の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の通知)

第140条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第146条 何人も会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等の配布許可)

第147条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第149条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第150条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条第2項又は第103条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

いで会議にはかつてその許否を決定する。

(資格決定の要求)

第138条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第139条 前条の要求については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第140条 議会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員および決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第142条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第146条 何人も会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙または書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第147条 議場または委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第149条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(懲罰動議の提出)

第150条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項または第103条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものにつ

(懲罰動議の審査)

第151条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第153条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第154条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

いては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第151条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告または陳謝の方法)

第152条 戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文または陳謝文によって行なうものとする。

(出席停止の期間)

第153条 出席停止は、7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第154条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

議員提出議案第4号

市長の専決事項の指定についての一部改正について

市長の専決事項の指定についての一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月24日提出

提出者	厚木市議会議員	川口仁
賛成者	同	奈良直史
	同	岩崎一弥
	同	望月真実
	同	白川美作江
	同	名切文梨
	同	瀧口慎太郎
	同	松田則康
	同	井上武
	同	栗山香代子

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定する市長において専決処分にすることができる事項を追加するため、市長の専決事項の指定についての一部を改正する。

市長の専決事項の指定についての一部改正について

市長の専決事項の指定について（平成26年10月7日議決）の一部を次のように改正する。

第8項の次に次の1項を加える。

- 9 本市における災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。

附 則

この議決の効力は、令和6年6月24日から生ずるものとする。

新旧対照表

新	旧
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1～8 略</p> <p><u>9 本市における災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。</u></p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1～8 略</p>